

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

改正案	現行
<p>(権限)</p> <p>第十六条 委員会は、次に掲げる決定（第一号から第四号まで、第九号（再生支援対象事業者に係る部分に限る。）又は第十号に掲げる決定にあつては第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたもの）に限り、第五号から第七号まで又は第九号（特定支援対象事業者に係る部分に限る。）に掲げる決定にあつては取締役会の決議により委任を受けたものに限る。）を行う。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 第三十二条の二第三項前段の特定支援をするかどうかの決定（同項後段の規定により特定支援決定と併せて行う選定及び決定を含む。）</p> <p>六 第三十二条の五第一項の特定債権買取りをするかどうかの決定</p> <p>七 第三十二条の七第一項の買取申込み等期間の延長の決定</p> <p>八 第三十二条の十二第三項の特定組合出資をするかどうかの決定</p> <p>九 第三十三条第一項の債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定（再生支援対象事業者（第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。第二十二條第一項及び第三項並びに</p>	<p>(権限)</p> <p>第十六条 委員会は、次に掲げる決定（第一号から第六号までに掲げる決定にあつては、第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたもの）に限る。）を行う。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>五 第三十三条第一項の債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定（再生支援対象事業者（第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。第二十二條第一項及び第三項並びに</p>

第二十五条第四項において同じ。）、特定支援対象事業者（第三十二条の三第一項に規定する特定支援対象事業者をいう。第二十条第一項第三号及び第三項並びに第三十二条の二第三項において同じ。）又は第二十条第一項第七号に規定する対象特定組合に係るものに限る。）

十・十一（略）

2 委員会は、前項第一号から第四号まで、第九号又は第十号に掲げる決定（第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るものに限る。）について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（業務の範囲）

第二十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権等（貸付債権その他これに準ずる債権として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）

二 再生支援対象事業者に対する次に掲げる業務

イ・ロ（略）

ハ 出資（再生支援対象事業者の株式の取得を含む。第十号及び第三十一条第一項において同じ。）

第二十五条第四項において同じ。）に係るものに限る。）

六・七（略）

2 委員会は、前項第一号から第六号までに掲げる決定（第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るものに限る。）について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（業務の範囲）

第二十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）

二 再生支援対象事業者に対する次に掲げる業務

イ・ロ（略）

ハ 出資（再生支援対象事業者の株式の取得を含む。第八号及び第三十一条第一項において同じ。）

二・ホ (略)

三| 特定支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り
(以下「特定債権買取り」という。)

四| 特定信託引受対象事業者(第三十二条の九第五項に規定する特
定信託引受決定の対象となった事業者をいう。以下同じ。)に対
して一又は二以上の金融機関等(当該特定信託引受対象事業者に
対して有する債権の額が最も多いものを除く。)が有する全ての
貸付債権等の信託の引受け(以下「特定信託引受け」という。)

五| 特定事業再生支援会社(第三十二条の十第四項に規定する特定
出資決定の対象となった中小企業者その他の事業者の事業の再生
を支援することを目的とする株式会社をいう。以下同じ。)に対
する次に掲げる業務(以下「特定出資」という。)

イ・ロ (略)

六| 特定専門家派遣対象機関(第三十三条第二項第二号に規定する
特定専門家派遣決定により専門家の派遣の対象となった者をいう
。第三項において同じ。)に対する事業の再生に関する専門家又
は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動
で主務省令で定めるもの(第三十二条の十一第一項において「地
域経済活性化事業活動」という。)に関する専門家の派遣(以下
「特定専門家派遣」という。)

七| 対象特定組合(第三十二条の十二第四項に規定する特定組合出
資決定の対象となった特定組合(投資事業有限責任組合契約に関
する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資

二・ホ (略)

(新設)

三| 特定信託引受対象事業者(第三十二条の二第五項に規定する特
定信託引受決定の対象となった事業者をいう。以下同じ。)に対
して金融機関等(当該特定信託引受対象事業者に対して有する債
権の額が最も多いものを除く。)が有する全ての貸付債権の信託
の引受け(以下「特定信託引受け」という。)

四| 特定事業再生支援会社(第三十二条の三第四項に規定する特定
出資決定の対象となった中小企業者その他の事業者の事業の再生
を支援することを目的とする株式会社をいう。以下同じ。)に対
する次に掲げる業務(以下「特定出資」という。)

イ・ロ (略)

五| 特定専門家派遣対象機関(第三十三条第二項第二号に規定する
特定専門家派遣決定の対象となった者をいう。第三項において同
じ。)に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出
その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定める
もの(第三十二条の四第一項において「地域経済活性化事業活動
」という。)に関する専門家の派遣(以下「特定専門家派遣」と
いう。)

(新設)

事業有限責任組合であつて、地域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資（当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。）

八 単独で又は民間事業者と共同して、特定組合の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと（以下「特定経営管理」という。）。

九 債権買取り等、特定債権買取り又は特定信託引受けに係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

十 十三（略）

2 機構は、前項第十三号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者（再生支援対象事業者、特定支援対象事業者、特定信託引受対象事業者、特定事業再生支援会社、特定専門家派遣対象機関（特定事業再生支援会社で

六 単独で又は民間事業者と共同して、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。）であつて地域経済の活性化に資する資金供給を行うもの（主務省令で定めるものに限る。）の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと（以下「特定経営管理」という。）。

七 債権買取り等又は特定信託引受けに係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

八 十一（略）

2 機構は、前項第十一号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者（再生支援対象事業者、特定信託引受対象事業者、特定事業再生支援会社、特定専門家派遣対象機関（特定事業再生支援会社であるものを除く。）及

あるものを除く。）、対象特定組合及び特定経営管理に係る株式会社（第三十三条第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。）を除く。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

（銀行法等の規定の適用）

第二十三条（略）

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権等の信託の引受けの業務又は特定信託引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者（第三十二条の十第一項において単に「貸金業者」という。）から債権買取り等、特定債権買取り又は特定信託引受けを行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二十四条 主務大臣は、機構が、第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これらの業務に関連する同項第九号から第十三号

び特定経営管理に係る株式会社（第三十三条第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。）を除く。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

（銀行法等の規定の適用）

第二十三条（略）

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務又は特定信託引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者（第三十二条の三第一項において単に「貸金業者」という。）から債権買取り等又は特定信託引受けを行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二十四条 主務大臣は、機構が、第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これらの業務に関連する同項第七号から第十一号

までに掲げる業務を含む。)の実施による事業の再生の支援(以下「再生支援」という。)並びに同項第三号に掲げる業務(当該業務に関連する同項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる業務を含む。)の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援(以下「特定支援」という。)をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準並びに次に掲げる業務を行うかどうかを決定するに当たって従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

一 (略)

二 特定債権買取り

三〇五 (略)

六 特定組合出資

七 (略)

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準(同項第四号から第七号までに掲げる業務に係るものを除く。)を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援、特定支援及び特定信託引受けの対象となる事業者の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(再生支援決定)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に

までに掲げる業務を含む。)の実施による事業の再生の支援(以下「再生支援」という。)をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び次に掲げる業務を行うかどうかを決定するに当たって従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

一 (略)

(新設)

二〇四 (略)

(新設)

五 (略)

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(再生支援決定)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に

従って、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあっては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「再生支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（第二十八條第二項、第三十條第一項、第三十一條第一項及び第三十二條第一項第三号において「必要債権額」という。）及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七條第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

558 (略)

（買取申込み等の求め）

第二十六條 機構は、再生支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者（以下「再生支援対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの（以下この項及び次項、次条、第二十八條第一項及び第三項、第三十條第二項、第三十二條第一項第三号及び第二項並びに第三十五條第一項第二号において「関係金融機関等」という。）に対し、再生

従って、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあっては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「再生支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（以下「必要債権額」という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七條第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

558 (略)

（買取申込み等の求め）

第二十六條 機構は、再生支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者（以下「再生支援対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの（以下「関係金融機関等」という。）に対し、再生支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間（以下「買取申込み等期間」という。）内に、当該関係金融機関等が再生支援対象事業者に対

支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間（次条、第二十八条第一項、第三十条並びに第三十二条第一項第一号、第三号及び第四号において「買取申込み等期間」という。）内に、当該関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答（第二十八条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項第一号及び第三号並びに第二項において「買取申込み等」という。）をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行うものとする。

一 (略)

二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意（再生支援対象事業者に対する貸付債権等を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。）

2・3 (略)

(回収等停止要請)

第二十七条 機構は、関係金融機関等が再生支援対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使（以下

して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答（以下「買取申込み等」という。）をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行うものとする。

一 (略)

二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意（再生支援対象事業者に対する貸付債権等を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。）

2・3 (略)

(回収等停止要請)

第二十七条 機構は、関係金融機関等が再生支援対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使（以下

この項、次条第三項及び第三十二条第一項第三号において「回収等」という。）をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に再生支援対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしてしないことの要請（次項、次条第三項及び第三十二条第一項第三号において「回収等停止要請」という。）をしなければならぬ。

2 (略)

(買取決定)

第二十八条 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等（第二十六条第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。）に対し、支援基準に従って、債権買取り等を行うかどうかを決定しなければならぬ。この場合において、債権買取り等を行う旨の決定（以下この条及び第三十一条第一項において「買取決定」という。）をするときは、一括して行わなければならない。

2～4 (略)

(再生支援決定の撤回)

「回収等」という。）をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に再生支援対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしてしないことの要請（以下「回収等停止要請」という。）をしなければならない。

2 (略)

(買取決定)

第二十八条 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前にすべての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等（第二十六条第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。）に対し、支援基準に従って、債権買取り等を行うかどうかを決定しなければならぬ。この場合において、債権買取り等を行う旨の決定（以下「買取決定」という。）をするときは、一括して行わなければならない。

2～4 (略)

(再生支援決定の撤回)

第三十二条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、再生支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（第三十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 四（略）

2（略）

（特定支援決定）

第三十二条の二 過大な債務を負っている事業者（第二十五条第一項第一号の政令で定める事業者及び同項第二号から第四号までに掲げる法人並びに再生支援対象事業者を除く。）の代表者その他これに準ずる者として主務省令で定めるもの（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。以下「代表者等」という。）であつて、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあつては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。次項において同じ。）の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、特定支援の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者及びその代表者等の債務の弁済に関する計画（以下「弁済計画」という。）を添付して行

第三十二条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、再生支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（第三十条第一項の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 四（略）

2（略）

（新設）

わなければならない。

- 3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定支援をuskかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした代表者等、事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、特定支援をする旨の決定（以下「特定支援決定」という。）を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、特定支援対象事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。同項、第三十二条の四第一項、第六十五条及び第六十六条において同じ。）の整理のために当該関係金融機関等が次条第一項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（第三十二条の五第二項、第三十二条の七第一項及び第三十二条の八第一項第三号において「必要債権額」という。）及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第三十二条の四第一項に規定する回収等停止要請をuskかどうかの決定を行わなければならない。
- 4 機構は、特定支援をuskかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者における弁済計画についての労働者との協議の状況その他の状況に配慮しなければならない。
- 5 機構は、特定支援をuskかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 機構は、特定支援決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にそ

の旨を報告しなければならない。

7| 特定支援決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(買取申込み等の求め)

第三十二条の三 機構は、特定支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となつた事業者（以下「特定支援対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち弁済計画に基づく特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理のために協力を求める必要があると認められるもの（以下この項及び次項、次条、第三十二条の五第一項及び第三項、第三十二条の七第二項並びに第三十二条の八第一項第三号及び第二項において「関係金融機関等」という。）に対し、特定支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間（次条、第三十二条の五第一項、第三十二条の七並びに第三十二条の八第一項第一号、第三号及び第四号において「買取申込み等期間」という。）内に、当該関係金融機関等が特定支援対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答（第三十二条の五第一項から第三項まで、第三十二条の七第一項及び第二項並びに第三十二条の八第一項第一号及び第三号並びに第二項において「買取申込み等」という。）をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、

(新設)

第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかを求める旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行うものとする。

一 債権の買取りの申込み

二 弁済計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意

2 前項の関係金融機関等に対する求めは、特定支援決定を行った旨の通知及び弁済計画を添付して行わなければならない。

3 第一項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第三十二条の四 機構は、関係金融機関等が特定支援対象事業者及びその代表者等に対し債権（代表者等に対する債権にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。）の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使（以下この項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等」という。）をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理の円滑な実施が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等を行わないことの要請（次項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等停止要請」とい

(新設)

う。)をしなければならない。

2 | 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第三十二条の八第一項第三号の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならぬ。

(買取決定)

第三十二条の五 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があつたときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第三十二条の三第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従って、特定債権買取りをしかどうかを決定しなければならない。この場合において、特定債権買取りをする旨の決定(以下この条及び第三十二条の八第一項第二号において「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 | 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができるの見込まれるものの額及び第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行ってはならない。

3 | 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申

(新設)

込み等に対し、買取決定を行ってはならない。

4 機構は、買取決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(買取価格)

第三十二条の六 機構が特定債権買取りを行う場合の価格は、特定支援決定に係る弁済計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

(新設)

(買取申込み等期間の延長)

第三十二条の七 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものの額及び第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、特定支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

(新設)

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするように求めなければならない。

3 第三十二条の三第三項、第三十二条の四から前条まで及び第一項

の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第三十二条の四第一項中「前条第一項前段」とあるのは「第三十二条の七第二項」と読み替えるものとする。

(特定支援決定の撤回)

第三十二条の八 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、特定支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 買取決定を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになつたとき。

四 買取申込み等期間内に、特定支援対象事業者の代表者等が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 | 機構は、前項の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、特定支援対象事業者及びその代表者等並びに関係金融機関等（

(新設)

同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等、同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

(特定信託引受決定)

第三十二条の九 過大な債務を負っている事業者であつて、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(第二十五条第一項第一号の政令で定める事業者及び同項第二号から第四号までに掲げる法人並びに再生支援対象事業者を除く。)は、機構に対し、当該金融機関等及び貸付債権等を信託しようとする当該事業者の債権者である金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みをすることができる。

2 6 (略)

(特定出資決定等)

第三十二条の十 (略)

(特定専門家派遣に係る決定)

第三十二条の十一 金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定めるものは、その業務を行うために必要がある

(特定信託引受決定)

第三十二条の二 過大な債務を負っている事業者であつて、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(第二十五条第一項各号に掲げる法人及び再生支援対象事業者を除く。)は、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みをすることができる。

2 6 (略)

(特定出資決定等)

第三十二条の三 (略)

(特定専門家派遣に係る決定)

第三十二条の四 金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定めるものは、その業務を行うために必要があると

と認めるときは、機構に対し、当該者又は当該者の支援の対象となる事業者であつて主務省令で定めるものに対する特定専門家派遣の申込みをすることができる。

2・3 (略)

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十二 特定組合の無限責任組員(無限責任組員となる者又は無限責任組員となる法人を設立しようとする者を含む。第三項及び第三十八条第一項第九号において同じ。)は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定組合出資をしかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした特定組合の無限責任組員に通知しなければならない。

4 機構は、特定組合出資をする旨の決定(次項及び第三十三条第二項第二号において「特定組合出資決定」という。)を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5 特定組合出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

(特定経営管理決定等)

認めるときは、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。

2・3 (略)

(新設)

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十三 (略)

2・3 (略)

4 機構は、特定組合の無限責任組合員が特定経営管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (略)

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一 再生支援決定、特定支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書、第三十二条の二第七項ただし書、第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定専門家派遣決定(特定専門家派遣をする旨の決定をいう。)、特定組合出資決定又は特定経営管理決定 これらの決定の日から平成三十五年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内

第三十二条の五 (略)

2・3 (略)

4 機構は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定経営管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (略)

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一 再生支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書、第三十二条の二第六項ただし書又は第三十二条の三第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定専門家派遣決定(特定専門家派遣をする旨の決定をいう。)、又は特定経営管理決定 これらの決定の日から平成三十五年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内

(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の九第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで) でなければならない。

4 (略)

(資料の交付又は閲覧)

第三十八条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 (略)

二 再生支援対象事業者又は第二十六条第一項に規定する関係金融機関等 再生支援対象事業者

三 特定支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

四 特定支援対象事業者又は第三十二条の三第一項に規定する関係金融機関等 特定支援対象事業者

五 特定信託引受けの申込みをした事業者又は当該事業者に係る当該申込みをした金融機関等 当該事業者

六 特定信託引受対象事業者又は特定信託引受対象事業者に係る特定信託引受けの申込みをした金融機関等 特定信託引受対象事業者

者

七・八 (略)

九 特定組合出資の申込みをした特定組合の無限責任組合員 当該

第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで) でなければならない。

4 (略)

(資料の交付又は閲覧)

第三十八条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 (略)

二 再生支援対象事業者又は関係金融機関等 再生支援対象事業者

(新設)

(新設)

三 特定信託引受けの申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

四 特定信託引受対象事業者又は特定信託引受対象事業者に対して債権を有する金融機関等 特定信託引受対象事業者

者

五・六 (略)

(新設)

申込みに係る特定組合

十 対象特定組合の無限責任組合員 対象特定組合

2・3 (略)

(主務大臣)

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第二十四条、第二十五条第一項第一号、第七項及び第八項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十二条の二第六項及び第七項、第三十二条の五第四項、第三十二条の九第五項及び第六項、第三十三条第一項(再生支援対象事業者、特定支援対象事業者及び特定信託引受対象事業者に係る部分に限る。)、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2・3 (略)

(課税の特例)

第六十条 機構が第二十二条第一項第一号に掲げる債権の買取りの業務、同項第二号イに掲げる資金の貸付けの業務又は特定債権買取りの業務に伴い不動産に関する権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得をした場合には、当該不動産権利等の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記又は登録を受けるもの

(新設)

2・3 (略)

(主務大臣)

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第二十四条、第二十五条第一項第一号、第七項及び第八項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十二条の二第五項及び第六項、第三十三条第一項、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2・3 (略)

(課税の特例)

第六十条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得をした場合には、当該不動産権利等の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税を課さない。

に限り、登録免許税を課さない。

(政策金融機関等の協力等)

第六十五条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十六条第一項に規定する買取申込み等又は第三十二条の三第一項に規定する買取申込み等をするように求めた場合において、これらの買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、これらの買取申込み等が第二十六条第一項第二号に掲げる同意又は第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、これらの同意に係る事業再生計画又は弁済計画に従って再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の免除その他の必要な協力をしなければならぬ。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が再生支援対象事業者若しくは特定支援対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画若しくは弁済計画に従って再生支援対象事業者若しくは特定支援対象事業者及びその代表者等の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をするかどうかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあっては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。)に当たっては、再生支援対象事業者の事業の再生又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資す

(政策金融機関等の協力等)

第六十五条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十六条第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って再生支援対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならぬ。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が再生支援対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従って再生支援対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をするかどうかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあっては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。)に当たっては、再生支援対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするとこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

るようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(融資等業務実施法人の協力等)

第六十六条 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画又は弁済計画に従って再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)に当たっては、再生支

(融資等業務実施法人の協力等)

第六十六条 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従って再生支援対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が再生支援対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)に当たっては、再生支援対象事業者の事業の再生を通じて地域経

援対象事業者の事業の再生又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようとするこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようとするこの法律の趣旨を尊重しなければならない。